

(参考資料1)

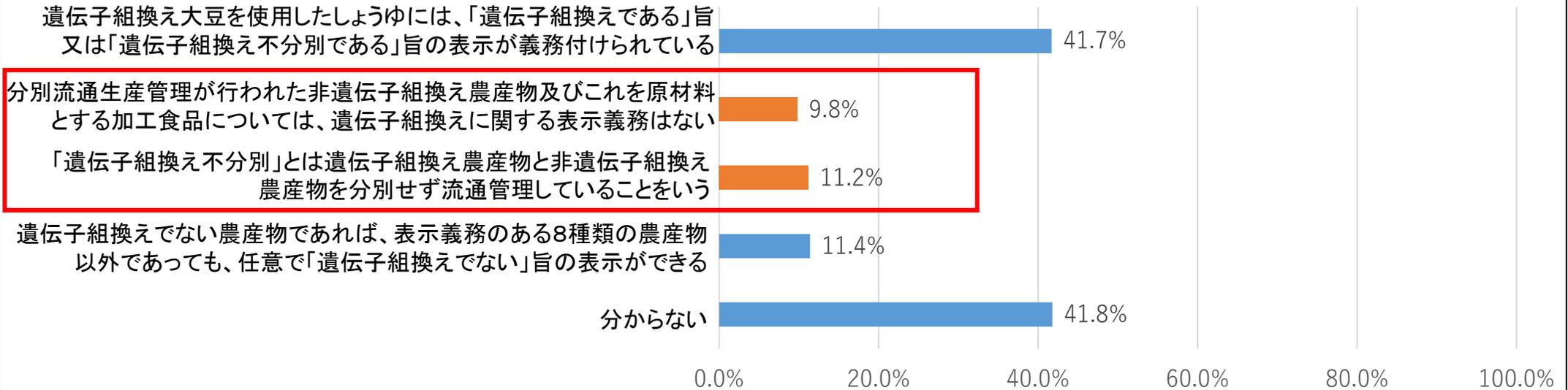
消費者委員会事務局作成資料

平成31年3月13日
消費者委員会事務局

消費者意向調査の結果(遺伝子組換え食品関連抜粋 平成29年度分)

Q47. 「遺伝子組換え食品」の表示説明について、あなたが正しいと思うものをすべてお選びください。(いくつでも)

n=10,000



(食品表示について)Q8.どのようなものか知っている×Q9.認識が一致している 回答者との比較

「食品表示制度」がどのようなものか知っており、かつ、認識が一致していた者が、正しい選択肢を選択していた割合はそれぞれ11.3%及び12.6%であり、全体と比べてほぼ差がなかった。

| | 遺伝子組換え大豆を使用したしょうゆには、「遺伝子組換えである」旨又は「遺伝子組換え不分別である」旨の表示が義務付けられている | 分別流通生産管理が行われた非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はない | 「遺伝子組換え不分別」とは遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分別せず流通管理していることをいう | 遺伝子組換えでない農産物であれば、表示義務のある8種類の農産物以外であっても、任意で「遺伝子組換えでない」旨の表示ができる | 分からない | |
|--------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 全体 | 10,000 | 41.7% | 9.8% | 11.2% | 11.4% | 41.8% |
| 食品表示認知・認識者 (Q8×Q9) | 6,183 | 50.1% | 11.3% | 12.6% | 13.0% | 32.4% |

出典: 消費者庁「平成29年度食品表示に関する消費者意向調査報告書」

消費者意向調査の結果(遺伝子組換え食品関連抜粋 平成28年度分)

※いずれも n=10,468

Q8.「食品表示」がどのようなものか知っていますか。

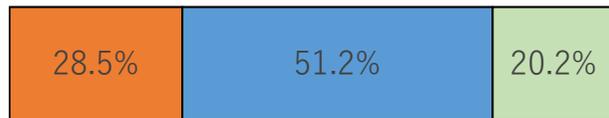


■はい ■いいえ

Q103.「遺伝子組換え食品」の表示は図のように表示されることを知っていますか。

<表示例>

| | |
|------|-----------------------------|
| 名称 | ポップコーンの素 |
| 原材料名 | とうもろこし(遺伝子組換え不分別)、食用植物油脂、食塩 |
| 内容量 | 300g |
| 賞味期限 | 2017.5.21 |
| 保存方法 | 直射日光、高温多湿を避けて保存してください。 |
| 原産国名 | アメリカ |
| 輸入者 | 株式会社 ●●●● 東京都港区△△△ |



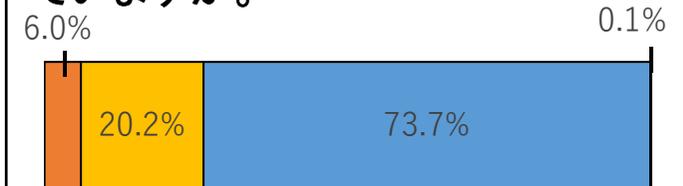
■知っている
■知らない
■ルールがあることは知っていたが、具体的な表示方法は知らなかった

Q106.「遺伝子組換えでない」旨の表示をするためには、製造流通過程において「遺伝子組換えでない農産物」に「遺伝子組換え農産物」が混ざらないよう適切に分別して管理し、そのことが書類で証明されている必要があります。このことを知っていますか。



■知っている ■聞いたことがある ■知らない

Q109.「遺伝子組換えでない農産物」を適切に管理していても「遺伝子組換え農産物」が一定量混入することは避けられません。このため、分別生産流通管理が適切に行われている場合には、一定量の混入があっても、「遺伝子組換えでない農産物」として流通させることが認められます。このことを知っていますか。



■知っている ■聞いたことがある
■知らない ■その他

出典: 消費者庁「平成28年度食品表示に関する消費者意向調査報告書」